

首都圏大学非常勤講師組合・日大ユニオンと日大理事会との 第9回団交 (2018年10月17日) で重要な成果！

- ① 日大非常勤講師雇止め訴訟原告団団長への新規科目取り消し (文理学部) 問題を解決
- ② 「本務先の無い非常勤講師は採用しない」18年2月6日常務理事会決定の立場からの) 経済学部 A 非常勤講師雇止めを回避
- ③ 文理学部 B 非常勤講師の雇止めについて、通信教育部における代替科目の配当で対応

設立後初めての団体交渉で 80 名の闘う日大ユニオンの力が示されました



日大ユニオンは、首都圏大学非常勤講師組合の組合員 80 名で、2018 年 9 月 16 日に設立されました。9 月 23 日の結成集会では、日大教職員組合の本部役員、3 支部の代表者らが来賓挨拶を行い組合間の連携を内外にアピールしました。そして、ユニオン設立後初めての日大理事会との団体交渉を 10 月 17 日に開催(これまで第 1 回から第 8 回までは首都圏組合とユニオン準備会による交渉でした)。日大本部のやり方があまりに杜撰であったと

いうことがあったにせよ、この間の日大との交渉では見られなかった数々の成果がありました。

第1に、文理学部で、日大非常勤訴訟原告団団長に対し 2018 年度後期に新たに2科目を依頼(増コマ)していたところ、原告であることを理由に依頼を取り消す事態が生じていました。この問題は第 9 回団交での組合側の主張を踏まえ、組合、当事者の納得できる内容で和解が成立し、解決しました。第2に、経済学部では、A 非常勤講師に 2018 年 4 月から語学科目 2 コマを委嘱していたところ、2018 年 2 月 6 日の常務理事会決定(2019 年度以降新規採用の非常勤講師は本務先のある者に限る)の立場から、2017 年度に本務先を失った A 講師の来年度の雇用継続に本部が難色を示す事態が生じ、組合は雇用の継続を求めています。この事案については、31 年度の科目配当は決定されておらず(A 講師の雇止めを決定した事実は無く)、A 講師の現状の 2 コマについて継続するとの回答があり、雇止めは

回避されました。組合は、A 講師に 4 コマを配当するという教科担当者の原案通りとするよう改めて申し入れを行っています。第3に、文理学部で、「収入減(入学定員厳格化による)にともない開講科目数と非常勤講師を減らす」という理由で、B 講師に 2018 年度での雇止めが通告された事案について、組合は B 講師の雇止めの撤回を求めています。本部は、収入減を理由とする雇止めは行っていない、という立場で、B 講師に、通信教育部で代替科目を配当するという回答が行われ、団交後、組合は提案を受け入れ、本事案は解決しました。

紛争勃発以来、8 回にわたる団交では、ほぼゼロ回答が続いていたところですが、今回の団交では様相が一変し、日大本部は明白に、組合側に譲歩を余儀なくされる状況が現れています。この状況は、大きくふたつの要因から生じたと考えられます。①危険タックル事件による社会情勢の変化により、日大はこれまでのような非合理的で不誠実な対応を続けることが困難になってきている(日大教職員組合による東京都労働委員会への申請事案でもあつせん委員らの日大本部への対応の考え方に影響を与えている状況がある)②雇止め・コマ減に対する集団提訴や 80 名の組合員で日大ユニオンを設立したことで、紛争の拡大が原告団の拡大と日大ユニオンの強大化となる状況となっている。

局面は紛争の解決へ向けて大きく動き出そうとしています。今こそ、首都圏大学非常勤講師組合・日大ユニオンを強く、大きな組合に成長させるべき時です。



首都圏大学非常勤講師組合 THE UNION OF UNIVERSITY PART-TIME LECTURERS IN TOKYO AREA 書記長 志田昇

加入申し込み・相談 FAX03-6745-5622 /TEL 0426-27-4420 union_daigaku_hijoukin@yahoo.co.jp <http://hijokin.web.fc2.com/> <http://nichidaiunion.blog.fc2.com/>

日大本部は、労契法、大学設置基準、学内ルールに反する ①非常勤講師ゼロ化計画（および5年雇止ルールと全ての雇止め・コマ減） ②本務あり講師採用原則 ③年齢上限切り下げ（不利益変更）をすべて撤回し、紛争を解決しなさい

田中英壽理事長は紛争解決の道筋をつけた上で辞職すべきです！

日大本部の教学方針、非常勤講師任用ルールは酷すぎ！あらゆる面から不合理で無効



非常勤講師組合・日大ユニオンは、日大本部の教学方針（非常勤講師ゼロ化計画）の撤回を求めています。

日大本部は、非常勤講師ゼロ化計画は無いとしつつ、組合への回答書等の中でこの計画の背景となっている考え方を明らかにしています。それは、大学教育を担当する者としてとても受け入れ難い内容です。

第1に、今日まで、日大は大学教育の多大な部分を非常勤講師に依存してきました。ところが日大本部は大学設置基準10条の「大学の授業科目は専任教員が担当することが望ましい」という規定を恣意的に解釈し、授業科目を専任教員へ配当することによる非常勤講師の雇止めやコマ減を正当化しようとしています。日大本部は、労働契約法の雇用の安定化の趣旨に対抗する法令上の根拠を持っている、と主張しているのです。しかし、これは大学設置基準の理解を誤っています。設置基準による専任教員とは、①ひとつの大学でのみ専任教員となり、②専らその大学で教育研究に従事する、というふたつの要件を満たす者をいいます（**大学設置基準第12条**）。実は、設置基準上では常勤、非常勤の区別は無いのです。したがって、①他の大学で専任教員となっているものに授業科目の担当をさせることは避ける方が望ましい、②専任教員には専ら日大で教えている、と言える程度の科目を担当させる、ということになるのです。授業科目を可能な限り専任教員に担当させ、非常勤講師は雇止めするという日大本部の方針は、大学設置基準の誤った解釈に基づくものであって、労働契約法の雇用の安定化に対抗する手段とはなり得ません。

第2に、日本大学は、「平成31年以降に新たに採用する非常勤講師について、原則として他大学において専任教員等の職に就いている等、研究基盤がある者とする」という方針を決定しました（**2018年9月14日付け日本大学の組合への回答書**）。非常勤講師の選任に際し、本務校を持つ専任教員かど

うかで門前払いすることにした、というのです。設置基準では、講師の職に就くことのできる者とは、研究基盤を他大学に持つ専任教員かどうかでは無く、教授、准教授になることのできる者であり（第16条）、研究業績と教育上の能力を有することが選任される要件です。本部の方針は、法令上に根拠が無いことを本部自身が認めていますし（**本部人事部澤田特任課長**）、設置基準第10条・第12条が要請する法令上の義務に反しており、無効です。さらに、この方針は**2018年2月6日の常務理事会**で決定されたものです。しかし、常務理事会は、理事会とは異なり、学長や各学部長が出席しませんので、理事会に代わって教学上の重要事項を決定する権限を有していません。学内ルールから判断しても、方針・その決定プロセスに正当性はありません。

第3に、契約年齢上限の75歳から70歳への切り下げの根拠とされた理事会決定「非常勤講師に係る対応について」では2016年4月1日以降採用の者が対象で、それより前から雇用されている者は適用除外とされていました。そこで組合は年齢上限切り下げの不利益変更には根拠が無いと指摘しています。理事会側は新たな根拠として**常務理事会決定（2015年12月8日）**を開示しました（**2018年9月21日付け日大の組合への回答書**）。しかしこの方針は、重要な教学事項に係わる決定を常務理事会だけで行っている為、講師への適用に正当性はありません。

日大本部の教学方針（非常勤講師ゼロ化計画）や非常勤講師任用ルールは、全く間違った法令の解釈や学内ルールの運用に基づいており、合理的で正当な根拠はありません。紛争解決のため、日大本部はこれらを全て撤回し、三軒茶屋キャンパスをはじめとする全ての雇止め、コマ減について、逸失賃金の全額補償と担当科目の原状回復を行うべきです。田中理事長は、内田人事担当常務理事の任命や三軒茶屋キャンパスの運営に直接責任を負っており、混乱と紛争の最大の責任者です。解決の道筋をつけ、日大の全ての職を辞任することが、理事長として残された最後の仕事です。



首都圏大学非常勤講師組合
日大ユニオン
あなたとともに
10000人の仲間とともに

首都圏大学非常勤講師組合 THE UNION OF UNIVERSITY PART-TIME LECTURERS IN TOKYO AREA 書記長 志田昇

加入申し込み・相談 FAX03-6745-5622 / TEL 0426-27-4420 union_daigaku_hijoukin@yahoo.co.jp <http://hijokin.web.fc2.com/> <http://nichidaiunion.blog.fc2.com/>